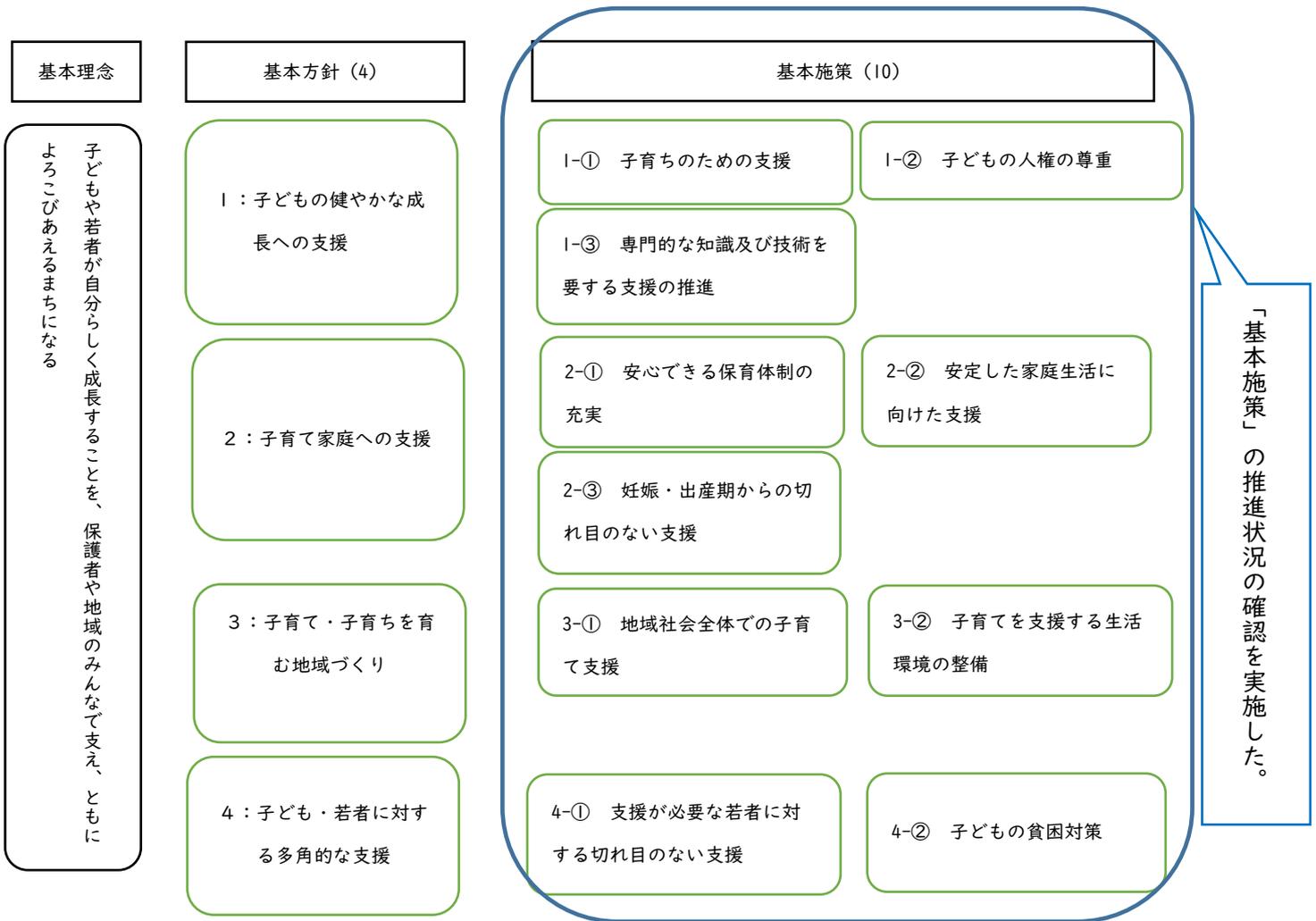


多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)における
令和5年度推進状況について

1. 報告事項

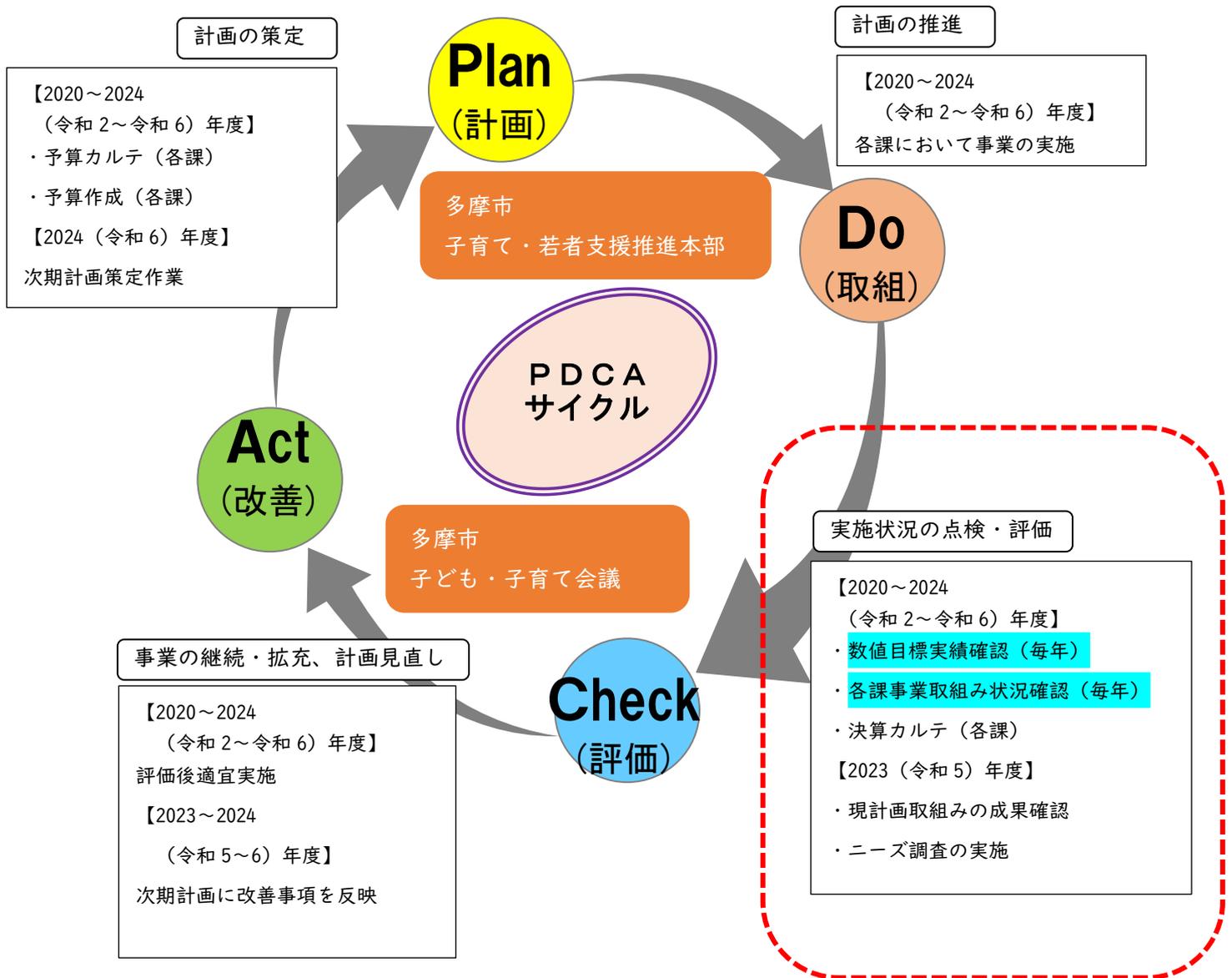
多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)における現計画取組の成果について、報告する。

2. 施策の体系



3. 計画の推進状況の点検・確認：プランPI04参照

多摩市子ども・子育て・若者プラン（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の取組みの点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていく。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行う。



4. 確認方法

各担当課における個別施策（各事業）の推進状況について点検・確認を行い、その結果に基づき基本施策（10施策）の令和2年度から令和5年度までの取組の成果確認を行った。

5. 基本施策の推進状況

基本施策1-①： 子育てのための支援				
基本 施策 推進 状況	<p>保育を必要とする子どもの受け入れのために保育所等に対して運営支援を行うとともに、「こども・誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」の実施に向けて制度設計や、幼稚園・保育園園長会と調整を行うことで、新たな保育ニーズに対応するための体制を整えた。また、パルテノン多摩の「こどもひろばOLIVE」等のこどもや親子が気軽に立ち寄ることができる居場所についても継続的に運営を実施し、市内外の方に広く活用されるとともに、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、縮小・中止していた食育事業や、大人数が集まるおまつりなどを再開することもできた。加えて、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成を受信回数4回まで拡大するとともに、3歳児検診の視力検査にスポットビジョンスクリーナーを導入し視力検査の精度向上を図る等、母妊娠や出産、子育てに関する不安の軽減に寄与した。</p> <p>今後も、多様な保育ニーズに対応するためのサービス提供に係る検討を行うとともに、ひろば事業等の実施により、地域の方々が気軽に立ち寄って他の世帯と交流ができるよう、孤立させない子育て環境作りに取り組んでいく。</p>			
	施策の方向性	令和5年度の実施内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
	1-①-1 幼児期の教育・ 保育及び学童期 の保育の充実 【施設型給付 (保育所)】 *子育て支援課	市内22か所の認可保育所に対して、施設型給付費の支払いを行い、保育を必要とする子どもの受け皿確保を行った。 また、令和6年度から「こども・誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を実施するにあたり、事業スキームの組み立てや、幼稚園・保育園園長会との調整を行った。	引き続き、市内認可保育所に対して、施設型給付費の支払いを行い、保育を必要とする子どもの受け皿確保を行う必要がある。 また、令和6年度に「こども・誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を市内4園で試行的に行うとともに、令和7年度以降の本格実施を見据えた整理を行う必要がある。	利便性の高い駅周辺に新たな保育所を設置するとともに、保育所等施設の老朽化に伴う大規模改修に合わせた保育枠の拡大等を行うことで待機児童数を大きく減少させることができた。 また、少子化の影響により一部のエリアにおいて保育枠に空きが生じたことから、利用定員の適正化を図るとともに、新たな保育ニーズに対応するため、「こども・誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」実施に向けた制度設計や関係機関との調整を行った。
1-①-2 子どもと親子の	子育て世帯の親子が気軽に立ち寄って過ごせる地域の身近な施設として運営を行った。パ	引き続き、地域に身近な施設として、気軽に立ち寄って他の世帯と交流ができるような、	子育て世帯の親子が気軽に立ち寄って過ごせる地域の身近な施設として運営を行った。	

<p>居場所づくりの推進 【地域子育て支援拠点事業】 ＊子ども家庭支援センター</p>	<p>ルテノン多摩「こどもひろば OLIVE」については、市内外問わず多くの利用がある。</p>	<p>孤立させない子育て環境作りに取り組んでいく。今後は、児童館や保育施設等を含め、幅広く市内の子育て支援施設で展開できるよう検討する。</p>	<p>コロナ禍においても、子育て世帯の居場所確保の観点から、感染対策を徹底したうえで開所した。 また、令和4年3月27日には、パルテノン多摩4階に「こどもひろば OLIVE」を開設し、市内外問わず多くの利用がある。</p>
<p>1-①-3 児童の健全育成 【児童館事業】 ＊児童青少年課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行後、これまで事業の縮小や延期等を行っていた食育事業や、大人数が集まるおまつりなどの事業を再開し、感染拡大前の状態にほぼ戻すことが出来た。</p>	<p>人事異動やベテラン職員の退職等があった場合においても、事業を実施する中で引き継いできた職員スキルの継承が、コロナ禍で事業が実施できなかったことにより、次世代にうまく引き継いでいない。そのため、自主研修の内容を検討し、スキルの継承方法を考えていく。</p>	<p>「今後の児童館のあり方」について、児童館職員を中心に検討してきた方針を、今年度の行革本部会議で決定を目指すことができるところまで素案を完成させた。</p>
<p>1-①-4 子どもの健康の確保 【利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA妊婦面接】 ＊健康推進課</p>	<p>出産、子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育てサービス等の情報提供を行った。 また、妊娠初期から支援が必要な妊婦への支援を確実に行うため、母子健康手帳の交付と同時に妊婦面接（ゆりかご TAMA）を実施し、面接を受けた全妊婦に対して支援プランを作成し、早期支援を行った。 合わせて経済的支援として出産応援ギフトと育児グッズを支給し、伴走型相談支援と一体</p>	<p>地域で安心して出産・子育てが行えるよう、妊娠期から早期に切れ目ない支援を行うため、引き続き全妊婦に対し妊婦面接（ゆりかごTAMA）を実施し、妊娠・出産・子育て期の不安の軽減を図るとともに、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで早期支援を行う。</p>	<p>令和2年度からは全妊婦に対し支援プランを作成し、早期支援を行った。また、令和5年度からは母子健康手帳の交付と同時に妊婦面接（ゆりかごTAMA）を実施し、出産・子育て応援事業による経済的支援と伴走型相談支援を一体的に行い、妊娠初期からの切れ目ない支援に寄与した。</p>

	的に支援を行った。結果として令和5年度の面接率は107.9%となった。		
--	-------------------------------------	--	--

基本施策1-②：子どもの人権の尊重

基本 施策 推進 状況	<p>関係機関と連携して要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、児童虐待に関する講演会や虐待予防のためのロールプレイ等を実施することで関係機関との連携強化を図った。周知の面でも、YouTube 多摩市公式チャンネルにて公開している虐待予防教育動画のQRコードを、SOSカードに入れて配布する等の工夫を凝らした。ヤングケアラーの相談窓口においても、関係機関と連携して必要な支援の提供ができるよう、ネットワーク構築を強化していく。</p>			
	施策の方向性	令和5年度の実施内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
	<p>1-②-1 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【子ども家庭支援センター事業】 *子ども家庭支援センター</p>	<p>関係機関との連携については、要保護児童対策地域協議会を年間で182回実施し、連携を行った。周知活動の取り組みでは、児童虐待に関する講演会、認可保育所の年長児を対象に、虐待予防のためのロールプレイを実施。さらに虐待予防教育動画のYouTube多摩市公式チャンネルのQRコードをSOSカードに入れて配布した。</p>	<p>ヤングケアラーの相談窓口でもあるので、関係機関との連携及び必要な支援を提供できるよう、関係機関とのネットワーク構築を強化する。</p>	<p>コロナ禍においても、相談業務を継続し安否確認等を徹底した。令和3年虐待予防のためのロールプレイを開始。令和4年ヤングケアラー相談窓口を子ども家庭支援センターとした。令和5年ヤングケアラーコーディネーターを配置した。子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、関係機関が連携をとりながら総合的に支援していくための総合的窓口として、相談窓口の強化を実施。</p>

基本施策1-③：専門的な知識及び技術を要する支援の推進				
基本 施策 推進 状況	<p>第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づき、「発達・教育初回相談窓口」の発達支援室と教育相談室との合同実施やスクールソーシャルワーカーの増員、セミナーでの講演内容の多摩市公式YouTubeへのアップなど、各事業の普及・啓発を推進した。加えて、多摩市の公立の小・中学校に在籍し、何らかの理由により登校しない・できない児童や生徒に対し、自学自習を基本とした学習活動や生活指導、進路指導を実施した。</p> <p>保護者だけでなく、子ども自身の思いや願いを反映させていくことが課題となっているため、引き続き切れ目のない支援や多様な学びの場の選択に寄与する取り組みを継続していくとともに、自己肯定感が低い子どもたちに対して、学校以外の居場所や学習環境を提供していく。</p>			
	施策の方向性	令和5年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
	1-③-1 障がい児施策の 充実 【特別支援教育 の充実】 *教育センター	第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づく各事業を実施し、計画の評価を行った。相談体制の充実や相談のあり方について引き続き検討を行った。「発達・教育初回相談窓口」を発達支援室と教育相談室とで実施し、適切な相談・支援について検討し対応を行った。スクールソーシャルワーカーを増員し、学校・保護者・子どもへの個別の支援をより充実させた。昨年度実施したICTと健康セミナー「子どもとインターネット・ゲーム依存」についての講演内容を多摩市公式YouTubeへアップし、より広く特別支援教育の普及・啓発を行った。	切れ目のない支援や、多様な学びの場の選択に際し、保護者だけでなく子ども自身の思いや願いをより反映させることが課題となっている。 今後は第二次多摩市特別支援教育推進計画の評価をまとめ、第三次多摩市特別支援教育推進計画へ反映させる。引き続き「発達・教育初回相談」の事業を充実させ、保護者や子どもの思いや願いを大切にしたい、切れ目のない支援や多様な学びの場の選択につなげる。	新型コロナウイルス感染症への対応から、講演内容の周知や就学相談の案内等のために活用してきた市公式ホームページや市公式YouTubeについて、コロナ禍以降も引き続き活用することで広く特別支援教育推進に向けた普及・啓発につなげた。令和2年9月から開始した「発達・教育初回相談窓口」について、パンフレットの作成や市内学校への説明をこまめに行い、市民への周知が進んだ。
1-③-2 専門的な支援の 充実 【適応教室（ゆ うかり教室）】	多摩市の公立の小・中学校に在籍し、何らかの理由により登校しない・できない児童・生徒に対し、自学自習を基本とした学習活動、生活指導、進路指導を行った。 入室の際には、教室に慣れるために体験通室から	教室に慣れるために体験通室から開始し、本人のペースにあった日数で適応教室への通室を促し、教員やピアティーチャーの指導の下、学習を進めた。 不登校児童・生徒への対応実績のある学校	令和2年度は、公益財団法人 多摩市文化振興財団協力で、演劇教室（全5回）を実施した。 令和3年度は、公益財団法人 多摩市文化振興財団協力で、演劇教室（全2回）、ゆうかり教室出身者による「お話し会～高校生活について	

	<p>*教育センター</p>	<p>開始し、本人のペースにあった日数で適応教室への通室を促し、指導員やピアティーチャーの指導の下、学習を進めた。</p> <p>不登校児への対応について実績のある学校法人にスーパーバイズを依頼し、従来行っていた個別で行う学習指導だけでなく、小集団の中でボードゲームや体験活動を通して自然と他者との関わりが持てるプログラム「コアラタイム」を実施した。</p> <p>ゆうかり教室で子どもたちがどのように過ごしているのかを知る機会を作ること、また保護者同士の交流・情報交換等ができるようにすることを目的として、保護者交流会を実施した。</p>	<p>法人によるソーシャルスキルの向上につながるプログラムの作成・実践を依頼し、ゆうかり教室指導員の指導力向上につなげた。</p> <p>中学校3年生については、学校が進める進路指導の中で小論文や面接指導をゆうかり教室で行い、中学校卒業後の進路の支援を行った。自己肯定感が低い子どもたちに対して、学校以外の居場所や学校のスピードとは異なる学習等の進め方により本来持つエネルギーを充足する取り組みがより重要になってくる。</p>	<p>～」、図書館見学「図書館司書に話を聞きに行く」を実施した。</p> <p>令和4年度は、公益財団法人 多摩市文化振興財団協力で演劇教室（全2回）、東京都美術館見学を実施し、適応教室プログラム改善事業（コアラタイム）を開始した。</p> <p>令和5年度は、適応教室プログラム改善事業（コアラタイム）、ゆうかり保護者交流会を実施した。また、不登校児童生徒への学習機会の確保を目的とした e-ラーニングを令和2年度以降継続的に実施した。</p>
--	----------------	--	---	---

基本施策2-①：安心できる保育体制の充実			
基本 施策 推進 状況	<p>子育て世帯に対する保育サービスとして、市内保育施設で一時預かり事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施し、多様なサービスが必要とする家庭に保育を提供できるよう、受け入れ体制を強化することで、安心できる保育体制の強化を行った。</p> <p>産後ケア事業については、多様化するニーズに応えるため、従来実施していた通所型に加えて訪問型産後ケア事業を新たに実施し、気軽に利用できる事業として安心して出産・子育てできる環境の推進を図った。</p> <p>子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境の整備や子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援が求められていることから、令和6年度からの「こども・誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」の実施に向けて、関係機関との調整等を行うことにより、安心して子育てすることができる保育体制の充実を図った。</p>		
	施策の方向性	令和5年度の実施内容	現状における課題・今後の取組予定
2-①-1 保育所及び学童 クラブ待機児童 対策の強化 【保育所：保育 定員の確保、保 育士の人材確 保】 *子育て支援課	<p>令和5年度も引き続き、多摩市保育協議会が実施する研修会に対し補助を行うことで、保育の質の向上及び確保を図った。研修会は計2回開催し、延べ34名の参加があった。さらに、東京都の補助事業である地域における保育力アップ推進事業を活用し、認可保育所だけでなく、認証保育所等認可外保育施設も含めた合同園長会を1回開催し、各施設が行う保育内容等を共有することで、保育の質の向上に寄与した。</p> <p>また、令和2年度から開始した子育て支援員研修を引き続き開催することで、14名が研修を修了し、新たに、「子育て支援員」として認定された。さらに、令和2年度から令和4年度に実施した子育て支援員研修修了者に対して、フォローアップ研修を実施し、保育人材の確保だけで</p>	<p>子育て支援員として認定されることにより、職員配置基準上の「みなし保育士」として配置することができるため、保育人材の確保施策として有効である反面、多摩市の増配置に係る補助項目としては、「有資格」、「無資格」の区分しかないことが課題である。</p> <p>今後は、多摩市の「子育て支援員」として認定された方が保育所等で雇用された際の、資格に係る補助区分について、保育園園長会等と必要性等について協議・検討を進めていく。</p> <p>また、保育園長会等の事業者とも密な連携を図りながら、保育人材の確保や質の向上に資する取組を進め、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めるとともに、待機児童</p>	<p>令和2年度から引き続き、多摩市保育協議会が実施する研修会に対し、補助を行うことで、保育の質の向上及び確保を図るとともに、認可外も含めた保育所の園長会を開催し、他種別事業者との連携を図った。</p> <p>また、令和2年度から継続して、子育て支援員研修を実施し、令和2年度から令和5年度までの4か年で計122人の「子育て支援員」を認定し、保育人材の確保と質の向上に資する取組を推進した。</p> <p>保育人材の確保と質の向上は両輪であり、継続して実施していくことで、保育の質の維持・向上が保たれることから、今後も継続して実施していく必要がある。</p>

	<p>2-①-2 ニーズに応じた 多様な子育て支 援サービスの提 供 【子育てスター ト支援事業】 *健康推進課</p>	<p>はなく、保育の質の向上並びに維持に寄与した。 令和5年度より子ども家庭支援センターから健康推進課に事業移管し、従来実施していた通所型に加え訪問型産後ケア事業を実施した。加えて利用対象者を拡大（1歳未満まで、第2子以降も利用可等）し、事業の拡充を図った。</p>	<p>の解消を目指す。 令和5年度より事業拡充を図り、産後の子育て支援施策の充実を行っているが、通所型産後ケア事業の実施機関が1か所であるため利用したいと思ったタイミングで利用できない状況である。今後は更に通所型の実施機関の拡大、宿泊型産後ケアの開始に向けた準備を行い多様なニーズに応じ安心して子育てできる環境の推進を図る必要がある。</p>	<p>令和2年度から受託助産師を増やし、支援が必要な母子に対して通所型（デイケア）により支援を行った。コロナ禍においては利用者減少が見られたが、令和5年度より母子保健分野に事業移管し事業拡充を図ったことで、気軽に利用できる事業として安心して出産・子育てできる環境の推進を図った。</p>
--	--	---	---	---

基本施策2-②：安定した家庭生活に向けた支援				
基本 施策 推進 状況	ひとり親家庭等医療費助成や、母子及び父子福祉資金貸付等を行うことにより、ひとり親家庭に対して専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークを行うことにより、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組を推進した。また、法令に基づく児童手当や児童扶養手当等の給付を行うことで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図った。さらに、東京しごとセンターと連携し、「女性しごと応援キャラバン」と「女性と企業のトークカフェ」の2事業を実施するだけでなく、健幸！ワーク宣言を行う企業を招き、ワークライフバランスに係る実際的な取組みや課題等を異業種間で意見交換会を行う等、多様な働き方の実現に向けた対応等を行うことで、安定した家庭生活に向けた支援を図った。			
	施策の方向性	令和5年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
	2-②-1 ひとり親家庭の自立支援の推進 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 *子育て支援課	日常生活を営むことに支障があるひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の子育てを支援した。 実利用者世帯数：5世帯 派遣回数：479回	当該サービスが必要な方に寄り添った相談と自立支援となるホームヘルパーの派遣が必要である。 引き続き、当該サービスが必要な方に寄り添った相談を行い、自立支援に応じたホームヘルパーの派遣を行っていく。	日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、一定期間、ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の子育てを支援した。
2-②-2 養育支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】 *子ども家庭支援センター・健康推進課	育児・家事援助及び専門的相談支援として令和5年度は3,846件の養育支援訪問を行い、安定した養育につながるよう、各種サービス等へつなげる支援や継続的な訪問を行った。また、要保護児童対策地域協議会の位置づけで事例検討会等を実施し、適切な支援につながるよう各関係機関と連携強化を図った。さらに、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊婦面接（ゆりかごTAMA）の面接率向上、乳幼児健康診査の受診率向上に努め、	養育の支援が必要と思われる家庭が、支援を拒否した際に、関係機関で養育を見守る体制を作るために、行政機関以外の地域の関係機関とも密に連携を取りながら、支援できる仕組みを検討する。 また、引き続き支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊娠期から切れ目ない支援を行い、必要に応じ関係機関と連携し継続支援を行う。	養育の支援が必要でありながら、自ら支援を求められない家庭の中にお子さん、ヤングケアラーとなりうる懸念もあることを関係機関に周知できた。また、要保護児童対策地域協議会の位置づけで事例検討会等を活用し、関係機関との連携を取ることができた。 また、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊婦面接（ゆりかごTAMA）の面接率向上、乳幼児健康診査の受診率向上に努め、必要に応じ関係機関と連携し訪問及び面接等によ	

	必要に応じ関係機関と連携し訪問及び面接等による継続支援を行った。		る継続支援を行った。
2-②-3 経済的な支援の推進 【市立幼稚園に在籍する保護者への支援】 ＊子ども・若者政策課	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者からの申請により、世帯の所得状況等に応じて、当該保護者に対して要綱に定められた金額の補助金を交付することで、幼児教育の振興と充実を図った。 支給額：24,269,010円 支給者数：12,147人（延べ人数）	私立幼稚園の保護者に対する補助金であり、近隣他市においては、都補助額に加算して補助していることもあり、地域格差が在籍することから、事業は引き続き継続するが、補助内容の見直しを検討する必要がある。	私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対して補助を行い、もって幼児教育の振興と充実を図った。
2-②-4 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 【TAMA女性センター事業（就労環境・キャリア形成）】 ＊TAMA女性センター	令和5年度は、東京しごとセンター多摩と連携し、「女性しごと応援キャラバン」と「女性と企業のトークカフェ」の2事業を実施した。また、男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」では、健幸！ワーク宣言を行う企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みの紹介記事を掲載し、関係機関等に配布した。さらに、他課と共催で、健幸！ワーク宣言を行う企業を招き、ワーク・ライフ・バランスに係る実際の取り組みや課題等を異業種間で意見交換会を行った。	令和4年度から引き続き事業者同士の意見交換会を実施することができた。今後も継続して事業を実施しつつ、事業者との連携を強化する。	令和2年度から令和5年度において、男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」において、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市内事業者の取組みの紹介記事を掲載し、働く場における男女平等の推進に向けた啓発に努めた。また令和2年度から令和5年度まで継続して東京しごとセンター多摩と連携して事業を実施することができ、女性の就職・キャリアアップ支援を行うことができた。 令和4年度からは、企業同士の意見交換も含め、企業のニーズ把握や取組に関する情報交換など、今後につながる事業を実施することができた。

<p>2-②-5 次代の親の育成 【学校・家庭教育支援事業】 *公民館</p>	<p>子育て支援講座を1回、家庭教育学級を6回、家庭教育講座を4回、体験講座を3回、その他講演会を1回開催した。保育室開放デー、広場事業においては、感染症対策として会場の衛生管理を継続して行い、安心して集える場づくりを行った。(永山公民館) 関係課と連携しスマホを持つ際のトラブル回避法を学ぶ講座を1回、薬物乱用防止講座を2回、女性センターの協力で子どもと一緒に鑑賞できるコンサートを1回実施した。保育室開放デーでは、赤ちゃんおはなし会・拡大おはなし会などを7回に増やし開催し利用者拡大を図った。また、令和4年度に実施した、「寝ころびプラネタリウム」を「スターライトバルコニー」と改称して家族で参加できる事業を3日間連続で実施し、参加者からは好評であった。(関戸公民館)</p>	<p>両公民館ともにそれぞれの立地環境・施設の特性を活かし事業を実施しているが、令和6年度の組織改正により両館の事業担当が統合されたことから、それぞれの情報を共有しながら効果的な事業展開を進め、引き続き安心して子育てができるような学びの機会を設けて家庭・地域の教育力の向上に努める。また、働く保護者のための事業については曜日や時間の検討も必要であると考えている。さらに、リアルでの学習の場の提供も大切にしながら、ICT機器の活用による事業展開も検討していく。</p>	<p>両館ともに乳幼児を持つ保護者、青少年を持つ保護者、あるいは学齢期の児童生徒を対象とした事業を積極的に実施してきており、近年の情報過多ともいえる現代において、公共施設が実施する学びの機会の重要性は高いと考えている。また、学校やPTA、保育園などが主体となって実施する講座や学級を支援することで、公民館まで足を運ばなくても地域で参加できる事業も評価を得ており、今後も各団体の現状やニーズを聞き取りながら支援していきたい。</p>
---	---	---	---

基本施策2-③：妊娠・出産期からの切れ目ない支援			
基本 施策 推進 状況	<p>子育て世代包括支援センター事業として、ゆりかごTAMA妊婦面接を実施し個々に応じた支援プランを全妊婦に作成し、妊娠期から身近な地域の子育て支援拠点や地区担当保健師を紹介することによる孤立予防や早期支援に繋がる取組を行うだけでなく、地域子育て支援拠点との連携により、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張教育・相談等を行うことにより、身近な地域で相談できる体制を整えることで、子育て家庭の健康の確保を行うための取組を推進した。引き続き、母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを継続的に実施できるようポピュレーションアプローチを充実させ、支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対しては、支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った効果的な支援実施のためのサポートプランを作成し、関係機関との連携や連絡調整を行い必要なサービスや支援が実施できるようフォローアップと評価を行っていく。また、パパママ学級（両親学級）を「ウェルTAMA！赤ちゃん準備コース」と、「歯っぴー食事コース」の2コース制で実施し、安心して妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援するとともに、妊娠期から地域の子育て支援拠点に繋がれるよう、子育てマネージャーによる施設案内や、先輩パパママとの交流会も実施することで、家庭の教育力の向上を図った。</p>		
	施策の方向性	令和5年度の取組内容	現状における課題・今後の取組予定
2-③-1 子育て家庭の健康の確保 【子育て世代包括支援センター事業】 *健康推進課	<p>子育て世代包括支援センター事業の主な取組として、ゆりかごTAMA妊婦面接を実施し個々に応じた支援プランを全妊婦に作成し、妊娠期から身近な地域の子育て支援拠点や地区担当保健師を紹介することにより孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。妊娠期から子育て期の親向けに子育て情報や市の事業の案内をきずなメール(LINE版)で配信した。地域子育て支援拠点との連携により、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張教育・相談を実施。また保育園との連携強化として離乳食や幼児食に関する相談体制を整えた。これらにより、身近な地域で相談できる体</p>	<p>引き続き母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを継続的に実施できるようポピュレーションアプローチを充実させていく。 支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対しては、支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った効果的な支援実施のためのサポートプランを作成し、関係機関との連携や連絡調整を行い必要なサービスや支援が実施できるようフォローアップと評価を行っていく。</p>	<p>子育て世代包括支援センター事業の主な取組として、妊婦面接（ゆりかごTAMA）をはじめ、関係機関との連携強化による取組、プッシュ型の情報発信等により、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行うための様々な事業の展開を図った。それらにより、地域で包括的に支援する体制を推進するとともに、孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。また、支援に関わる保健師の人財育成も兼ねて、様々な家庭への支援について情報共有、進行管理を実施した。</p>

	<p>制を推進した。支援に関わる保健師等の人材育成も兼ねて、ハイリスク妊婦や新生児、乳幼児を育てる保護者への支援について情報共有、進行管理を実施した。</p>		
<p>2-③-2 家庭の教育力の向上 【パパママ（両親）学級】 ＊健康推進課</p>	<p>令和4年度に引き続きパパママ学級（両親学級）を「ウェルTAMA！赤ちゃん準備コース」と、「歯っぴー食事コース」の2コース制で実施し、安心して妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援した。また、妊娠期から地域の子育て支援拠点に繋がれるよう、子育てマネージャーによる施設案内や、先輩パパママとの交流会も実施した。令和5年度は計26回開催し、延べ649人（妊婦379人、夫及びパートナー270人）が受講した。</p>	<p>効果的なパパママ学級（両親学級）となるよう、実施内容を定期的に見直すとともに、グループワークや妊婦体験（父親）などを通じて交流の時間を確保することで、孤立しがちな母親同士の仲間づくりを行うとともに父親の育児に対する意識の向上を図っていく。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により令和2年度以降は感染対策を徹底した上で開催した。 沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施することで、両親が安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援を行った。 また、虐待未然防止の観点から、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、母親のメンタルヘルス等について正確な情報提供を行うことで、知識及び相談先の普及啓発を図った。</p>

基本施策3-①：地域社会全体での子育て支援				
基本 施策 推進 状況	<p>子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し周知・理解促進を図ることで、地域の子どもたちへの食を通じた交流の場を提供するとともに、子どもやその保護者の居場所やつながりの維持・形成に寄与することができた。</p> <p>放課後子ども教室については、運営スタッフである市民ボランティアの高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、実施日数が大幅に減少した。そのため、令和5年度は、10月より連光寺小学校と貝取小学校で、ボランティアではなく委託運営にて週5日の試行実施を開始する等、放課後の子どもの安全・安心な居場所の設置及び持続可能な放課後子ども教室の運営に向けた取組を推進した。</p>			
	施策の方向性	令和5年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
	3-①-1 地域コミュニティによる子育て施策の充実 【子ども食堂推進事業】 *子ども・若者政策課	市内にある子ども・だれでも食堂14団体に対し、補助金を交付した。また、子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。	ボランティアを中心として活動する団体が多いなかで、ボランティア人材の確保に課題を抱えている。今後は、ボランティアについて相談があった際には社会福祉協議会へ連携するとともに、市としても広報等を通じて、子ども食堂のボランティア協力の声かけを実施していく。	子どもやその保護者の居場所や地域とのつながりの維持・形成に寄与することができた。また、物価高騰等の影響で、経済的に困窮する家庭が増大している状況下において、栄養価の高いお弁当や食材を必要とする子育て世帯や地域のニーズに応えることができた。
3-①-2 持続可能な放課後子ども教室の運営 【放課後子ども教室】 *児童青少年課	令和5年10月より、連光寺小と貝取小において、法人による委託運営にて週5日の試行実施を開始した。	委託運営を行っている2校において、保護者に児童の入室及び退室を知らせる入退室管理システムの導入、夏休みの実施を行い、利用者のニーズや動向の把握に努める。委託化による試行実施の影響を多角的に検証し、事業拡大を検討していく。	運営スタッフである市民ボランティアに高齢者が多いこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、実施日数が大幅に減少した。令和5年度は10月より委託運営による週5日実施を連光寺小、貝取小の2校において試行実施を開始した。	

基本施策3-②：子育てを支援する生活環境の整備

舗装打換え工事に伴うユニバーサルデザインブロックの設置や視覚障がい者誘導ブロックの設置、ベンチの設置を行うことで道路のバリアフリー化を推進した。児童館においても、児童青少年課と道路交通課の連携により交通安全教室を実施し、乳幼児を載せながら自転車で走行する場合の注意事項など、乳幼児の危険防止についての講座を実施した。また、各児童館・学童クラブでは地域と連携してのパトロールの実施や、児童が日常的に使う経路危険な個所の共有をすることで、危険防止に取り組むことで地域の安全対策や危険防止対策に取り組んだ。さらに、小学校低学年を中心として、交通公園での交通安全教室、中学生を対象としたスクアード・ストレイト等による疑似体験型交通安全教室等を実施し、安全への意識の向上に取り組んだ

今後についても、「ひといきベンチ事業」の推進や周辺地域のパトロール、交通安全教室等の講座を通じて、良好な住環境の確保や地域の安全対策について継続的に取り組むとともに、ユニバーサルデザインブロックの設置、道路拡幅工事に伴う歩道設置等、引き続き事業継続に取り組んでいく。

また、社会状況の変化に柔軟に対応しながら、今後についても交通安全教育の推進を図っていくことが必要となっている。

施策の方向性	令和5年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
3-②-1 良好な住環境の確保充実 【道路交通環境の充実】 *道路交通課	舗装打換え工事に伴うユニバーサルデザインブロックの設置、視覚障がい者誘導ブロックの設置、ベンチの設置を行い、道路のバリアフリー化を推進した。	舗装打換え工事、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、道路拡幅事業（歩道設置）等には都からの補助金を充当しており、持続的な財源の確保が必要である。また、ベンチの設置については市民からの寄付による「ひといきベンチ事業」についても進めていく。	舗装打換え工事及びそれに伴うユニバーサルデザインブロックの設置は毎年4路線程度実施しており、道路拡幅工事に伴う歩道設置については継続的に2路線で行ってきた。今後も引き続き事業継続に取り組んでいく。
3-②-2 安全・安心なまちづくりの推進 【生活・交通・災害安全教育の実施】 *児童青少年課	児童青少年課と道路交通課が連携し、交通安全教室を児童館で実施した。乳幼児を載せながら自転車で走行する場合の注意事項など、乳幼児の危険防止についての講座を拠点児童館で実施した。 各児童館・学童クラブでは地域の情報から必要に応じてパトロールに出たり、児童が来館	引き続き、必要に応じて周辺地域のパトロールや交通安全教室・乳幼児のための講座を行うなど、地域の安全対策や危険防止対策に取り組む必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、出前交通安全教室の実施回数が増加しているため、今後についても社会状況の変	令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に見舞われ、交通公園での交通安全教室の実施回数が減少したが、出前交通安全教室の回数を増やし、社会状況等の変化に対応した実施手法の転換を図りつつ、交通安全教育の推進を図った。 令和4・5年度については、コロナ禍前と比較

	<p>*道路交通課</p>	<p>する際や帰宅する経路について危険な道などを共有したり、危険防止に取り組んだ。</p> <p>交通公園での交通安全教室 64回実施 出前交通安全教室 29回実施 疑似体験型交通安全教室（中学校） 3回実施</p>	<p>化に柔軟に対応しながら、交通安全教育の推進を図っていくことが必要となっている。</p>	<p>し、交通公園での交通安全教室の実施回数が増え、出前安全教室を含めた実施回数では若干ではあるが上回っている。</p> <p>児童館においては、交通安全教育の実施や地域のパトロール、来館・帰宅経路の安全確認、危険個所の道路交通課への連絡など、様々な観点から子育て世代や子どもに対する安全を図った。</p>
--	---------------	--	--	---

基本施策4-①： 支援が必要な若者に対する切れ目ない支援体制の確立

基本
施策
推進
状況

生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方、最低限度の生活を維持することができない恐れのある方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居、引きこもりに関する相談に対し、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行った。また、各関係機関と連携を図り、必要に応じて適切に相談者をつなぐことができた。令和5年度より本格的に実施している引きこもりの方を対象とした「居場所」支援について、必要とする方が利用できるよう、さらなる周知を行う。

また、民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援や、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行うことで、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与した一方で、地域に民生委員がいないことは、住民の不安感につながるだけでなく、欠員地区をカバーする現任委員の業務負担を招くため、欠員解消に向けた対応が必要となる。

子ども・若者を支援するしくみづくりとしては、福祉総務課と連携し、ひきこもりに関する講演会を開催し、貧困の状況にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。今後は、子どもにとって相談の敷居を下げることや、様々な媒体を通じた相談機関の周知に取り組んでいくとともに、適切な相談機関に子ども・若者をつなぐことができる体制づくりに取り組む。

施策の方向性	令和5年度の実施内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～5年度における取組の成果
4-①-1 世代に応じたひきこもり支援の推進 【生活困窮者自立支援事業】 *福祉総務課	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方、最低限度の生活を維持することができない恐れのある方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居、引きこもりに関する相談に対し、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行った。また、各関係機関と連携を図り、必要に応じて適切に相談者をつなぐことができた。	令和5年度より本格的に実施している引きこもりの方を対象とした「居場所」支援について、必要とする方が利用できるよう、さらなる周知が必要である。 また、複合的な課題を抱える世帯を支えるため、各関係機関と連携しながら支援を行う必要性が増している。多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会等を通じて、連携しやすい関係性の構築を引き続き行っていく。	コロナ禍では、新規相談件数が倍以上に増えたが、相談支援員の適切な対応により、世帯の課題解決に向けた支援をすることができた。 窓口の移転を行い、日中を安心して過ごせる「居場所」のスペースを設置し、引きこもり相談に対する人員体制を強化した。 コンビニエンスストアに広報物の配置を依頼する等、相談窓口の周知にも積極的に取り組んだ。
4-①-2 地域の中での支	民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援や、地域と行政のパイプ役とし	令和4年12月、3年に一度の民生委員の一斉改選を行い、定数112名のうち80名委嘱、	令和2年5月～7月に、民生委員と地域包括支援センターで連携し、高齢者の安否確認を実

<p>援ネットワーク づくり 【民生委員協議 会】 ＊福祉総務課</p>	<p>て関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行った。また、民生委員確保のための検討会（振り返り）を実施し、今後の活動の方向性について協議を行った。</p>	<p>32地区が欠員となった。その後新任委員の委嘱もあったが、事情により解嘱となった方もおり、多くの欠員が生じている状況である。地域に民生委員がいないことは、住民の不安感につながるだけでなく、欠員地区をカバーする現任委員の業務負担を招くため、欠員解消に向けた対応が必要となる。</p>	<p>施した。避難行動要支援者台帳、友愛訪問名簿を民生委員、地域包括支援センター、市役所で共有し、情報共有を行うことで見守り活動の充実を図った。また、令和2年度に「民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」を実施し、課題解決の方法について整理を行った。令和3年度より、検討会報告書にまとめた各種施策を実施し、欠員の充足に努めた。令和4年度は一斉改選があり、定数112名のうち80名の委嘱となった。令和5年度は、令和2年度にまとめた民生委員の人材確保のための検討会報告書に記載した各種施策を実施した結果の報告や令和7年度一斉改選に向けた方向性について協議を行った。</p>
<p>4-①-3 子ども・若者を 支援するしくみ づくり 【子ども・若者 育成支援事業】 ＊子ども・若者 政策課</p>	<p>福祉総務課と連携し、ひきこもりに関する講演会を開催した。また、貧困の状況にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。</p>	<p>ひきこもりや子どもの貧困をはじめ、子どもや若者が抱える困難や悩み事が多様化している。また、子どもにとって相談の敷居が高いことや、相談機関の周知が課題となっている。今後は、子どもにとって相談の敷居を下げることや、様々な媒体を通じた相談機関の周知に取り組んでいくとともに、適切な相談機関に子ども・若者をつなぐことができる体制づくりに取り組む。</p>	<p>ひきこもりに関する講演会を実施することで、ひきこもりについての理解を深めることができた。また、子どもの孤立や貧困について、たま広報や図書館と連携した企画展示等で周知することで、子どもの孤立や貧困についての理解を深めることができた。</p>

基本施策4-②：子どもの貧困対策			
基本 施策 推進 状況	<p>ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給又は同等所得の生活困窮世帯の中学生・高校生世代の子どもに対し学習支援を行うとともに、令和5年度からスタディクーポン事業を導入し、被保護者世帯の子どもに対する学習支援のさらなる強化を図ることで、子どもの育ちのための支援を図った。</p> <p>今後は映像授業（オンライン動画配信による授業形式）の利用促進や、長期休暇中に実施回数を増やすなど、より多くの子どもに対して学習の機会を提供できるよう取り組むとともに、スタディクーポン事業の利用者増を図るため、ケースワーカー等と連携し、より精度の周知を図っていく。</p> <p>また、地域子育てサポーター養成講座等地域における子育て支援に係る人材の育成等に取り組むとともに、貧困の状況にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し周知・啓発を図ることで、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与した。</p> <p>ひきこもりや子どもの貧困をはじめ、子どもや若者が抱える困難や悩み事が多様化していることから、子どもにとって相談の敷居を下げることや、様々な媒体を通じた相談機関の周知に取り組んでいくとともに、適切な相談機関に子ども・若者をつなぐことができる体制づくりに取り組む。</p>		
	施策の方向性	令和5年度の実施内容	現状における課題・今後の取組予定
4-②-1 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援 【ひとり親家庭等学習支援事業】 *子ども・若者政策課	ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給又は同等所得の生活困窮世帯の中学生・高校生世代の子ども36人（家庭訪問型5人、学習塾型31人）に対し、学習支援を行った。	事業の定員に対して申し込み人数が超過しており、全ての申込者に対して直接的な学習支援ができないことが課題となっている。 今後は映像授業（オンライン動画配信による希望者全員が利用できる授業形式）の利用促進や、長期休暇中に実施回数を増やすなど、より多くの子どもに対して学習の機会を提供できるよう取り組む。	マンツーマンもしくは少人数（2～3人）の集団指導を実施したことにより、子ども一人の学力や状況に寄り添った学習支援を実施することができた。また、令和4年度からは、キャンセル待ちとなった子どもに対しても映像授業（オンライン動画配信による希望者全員が利用できる授業形式）を提供することで、学力向上や学習習慣の定着に寄与することができた。
4-②-2 地域の中での支	地域子育てサポーター養成講座等、地域における子育て支援に係る人材の育成等に取り組	今後は、地域の子育て関係機関の研修等の状況も踏まえ、地域子育てサポーター養成講座	地域子育てサポーター養成講座やこうした意見の機会を創出する等、地域における子育て支

	援ネットワーク づくり 【人材育成・研 修・ネットワー ク事業】 *子ども家庭支 援センター	んだ。	の内容について、必要に応じて見直しを図っ ていく。	援に係る人材の育成等に取り組んだ。
--	--	-----	------------------------------	-------------------